

丸亀市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年9月20日（金）
午後1時30分～午後2時00分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委 員	徳 永 秀 文
委 員	松 岡 舟
委 員	井 下 由 美
委 員	立 石 陽 志
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

教育部長	窪 田 徹 也
総務課長	土 井 節 子
総務課副課長	後 藤 幸 功

書 記 総務課庶務担当長 小野佳代子

3 傍 聴 なし

4 議 題

議案第19号 工事請負契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築工事）
（意見聴取）

議案第20号 工事請負契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴
う機械設備工事）（意見聴取）

議案第21号 工事請負契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴
う電気設備工事）（意見聴取）

議案第22号 丸亀市就学奨励費支給要綱の一部改正について

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。徳永 秀文委員、井下 由美委員。

7 議事の概要

午後 1 時 3 0 分 開会

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、議案第 19 号から議案第 21 号を非公開と決した。また、報告事項の審議後に非公開議事を行うことを委員全員了承した。

議案第 22 号 丸亀市就学奨励費支給要綱の一部改正について

〔総務課長〕

丸亀市就学奨励費支給要綱については、世帯の収入額及び需要額の算定要領が変更されたことに伴うもののほか、「丸亀市就学奨励費支給要綱」の様式の一部を変更するため、所要の改正を行うものである

内容は議22-2～4のとおり。

〔委員〕

「就学奨励費の請求、受領に関することを、該当児童生徒の在校校長に委任します」という部分は変わっていないと思うが、連絡をする人が学校でないとするのは支障ないのか。

〔総務課長〕

まずは学校長に委任するということで申請者からの署名をいただき、その連絡先として記入していただく。

〔教育長〕

請求と受領について、今までは学校事務職員が間に入って処理をしていた。どこが事務軽減されるか説明してほしい。

〔総務課長〕

提出された申請書に不備があることがよくある。これまでは収入状況や世帯状況の確認など

の不備を、総務課から学校事務職員に連絡して学校事務職員が担任教師に伝え、担任教師が聞き取りをする、というような段階を踏んでいた。その部分を総務課の担当職員が直接保護者に連絡するようになるため、学校での手間が省けるようになる。

〔委員〕

今回の変更は学校の負担軽減になる。給食費の未納についても、市が考えて改善してくれていることで、学校現場としてはありがたいと思う。今回の連絡先を入れることは、事務部会からの提案か、県からの指示があったのか。

〔総務課長〕

学校事務職員からは、以前から直接連絡を取って欲しくないかというご意見をいただいていた。どのように改善したらいいかと、学校事務と総務課の担当職員で協議した結果である。特に県や国から指示があったわけではない。

〔教育長〕

1 点目、特別支援学級の在籍有無によって加算されるというのは国の制度変更か。2 点目、令和 6 年 10 月施行だが、特別支援学級に新たに令和 7 年度から入級する場合、提出するタイミングは確定した段階でいいのか。

〔総務課長〕

特別支援学級で加算される点については、特別支援学級の国の要綱の変更が令和 6 年度にあった。特別支援学級の方は 7 月に申請がされるが、要綱の変更に障がい者加算額が設けられたことに準じて、市の就学奨励費支給要綱を変更するものである。こちらは国庫補助がないので、市独自でこれを適用するか、いつから適用するかは各市町で決めるようになる。丸亀市は令和 7 年度から適用したいと考え、今回提出する。

また、特支に該当するかは、この就学奨励費の申請自体は随時受け付けているので、申請時の状況を記入して提出していただくようになる。令和 7 年度申請については、令和 7 年 1 月から受け付け開始とし、変更が生じた場合にはその都度変更申請を提出していただくようになる。

〔教育長〕

新 1 年生は入学説明会で周知するが、在学児童生徒はどのように周知するのか。1 年までは通常学級だったが、2 年から特別支援学級に入った時に、情報が受けられるかどうか。新 1 年生は基本全員行き渡る。2 年生以上の途中から入る子に就学奨励費の対象になっている子がいる。保護者全員に行き渡るのがベスト。周知の徹底をしてほしい。

〔総務課長〕

在学生全員に資料を配布している。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回報告の期間は令和6年8月7日から令和6年9月10日までで後援申請が16件あり、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることからすべてを承認としている。このうち新規の申請は2件。

- ① No.06070「自然教室 カワウソと南の海の水族館」。海 LABO 実行委員会が主催する移動水族館イベントで、10月12日から12月1日にかけてイオンモール綾川で行われる。入場料は大人800円、こども700円。
- ② No.06083「Clarinet Quartet『Patrie』First Concert」。香川県出身者で京都市立芸術大学卒業生4名からなるClarinet Quartet『Patrie（パトリ）』が主催する演奏会で、令和7年2月21日に京都のサンホール、令和7年3月15日にサンポートホール高松で開催され、入場料は大人1,000円、高校生以下500円。

〔教育長〕

今回のことと直接関係はないが、私が後援申請をこれまで見ながら感じていることについて。主旨が教育、文化等の振興に適しているということで、教育委員会として後援するものであるが、中に商業的なものが見え隠れする。そういうものは承認しないということで対応してきたが、小中学校にチラシ配布の希望が多くあり、非常に微妙なところがある。チラシの配布を目的とした後援申請が多く感じられる。学校現場では、チラシの配布を校長の判断でお願いしているが、教員が教育に関わる時間をチラシ配布に取られるという状況が生まれているので、今後はもう少し整理していきたい。わかりやすく言えば、チラシ配布を目的としたものは、チラシ配布を違う方法ですとか、教育委員会としてチラシ配布をしないとか、いろいろなことを整理していきたい。何かご意見はあるか。

〔委員〕

チラシの配布は学校にとってけっこう負担である。PTAであれば保護者に一斉送信できるようになっているが、PTAのシステムを使うことはできないのか。教育委員会として保護者

につながるシステムはないのか。

〔教育長〕

ある。リーバーというシステムを使っている。市P連のメールも100%ではない。リーバーも今100%ではない。ただし、ある学校は100%のところもあり、奨励推進をしている。内容によればリーバーを使えば十分なものもある。子供にとって本当にいい内容を広く周知するという意味でも、学校にも保護者にもいい方法が探れないものかと考えている。

《関係者以外は退席する》

9 非公開審議の概要

議案第19号 工事請負契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築工事）
（意見聴取）

議案第20号 工事請負契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う
機械設備工事）（意見聴取）

議案第21号 工事請負契約の締結について（（仮称）丸亀市立城東こども園園舎新築に伴う
電気設備工事）（意見聴取）

《非公開審議のため内容不記載》

10 閉会

午後2時00分